

金沢市の景観地区 ～長町地区～



金沢市

1 長町の特徴と沿革

長町武家屋敷群地区は、金沢城の南西、犀川の北にあり、鞍月用水と大野庄用水に挟まれた場所に位置しています。

慶長17年(1612)頃に村井氏、長氏の邸地が置かれ、藩政期の長町は、全て藩士の邸地となっていました。

長町の由来は、加賀藩重臣「八家」のうち、長氏の邸地があった説や、山崎長門の邸地があった説、香林坊橋下から宗叔町辺まであったこの町の道程が長かった説などの諸説があります。

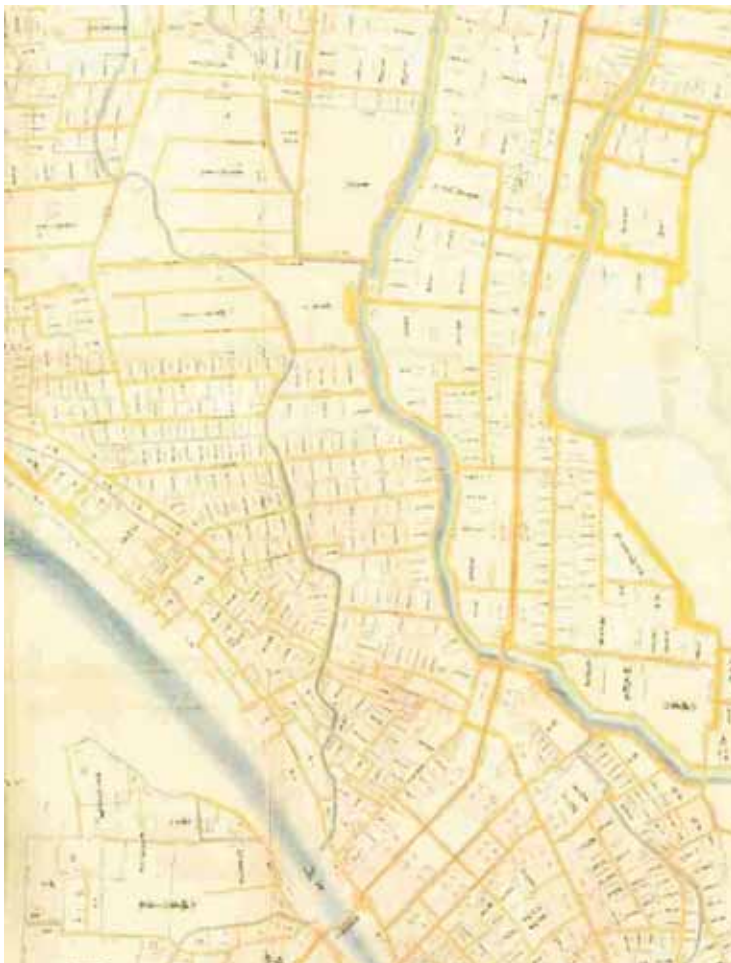
長町武家屋敷群地区は、金沢市が昭和43年に全国に先駆けて制定した「金沢市伝統環境保存条例」において最初に伝統環境保存区域に指定され、市内でいち早くまちなみの保全が図られてきており、今も伝統的な建造物や庭園が数多く残っています。

旧市街地には、長屋門の形態をはっきりと残す遺構が6棟ありますが、地区内には3棟が現存しており、連続する土塀や長屋門は、藩政期の平士級武士の屋敷構えを今に伝えるだけでなく、面的にその雰囲気を感じさせてくれます。

また、武家地の名残として敷地正面、玄関脇などに見越しの松を有する家も多く、地区内に残る庭園、庭木は、旧市街地に残る他の武家地の緑量を大きく上回っており、緑豊かなまちなみを生み出しています。

土塀沿いを流れる金沢で最も古い大野庄用水の流れは、今でも屋敷内庭園の曲水に利用され、時折、ホタルも見かけられるなど、特徴ある景観がみられます。

このように、長町武家屋敷群地区は、連続する土塀、門や伝統的な建造物、庭園・庭木、大野庄用水などの景観特性が今も色濃く残る希少な地区です。



金沢図(部分)[寛文7年]
石川県立図書館蔵

2 長町の伝統的な建造物

藩士の邸地であった長町武家屋敷群地区では、今も土堀で囲まれた武士系の伝統的な建造物が残っています。

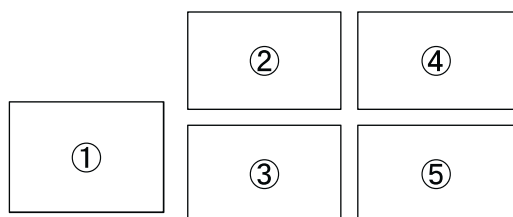
伝統的な建造物の特徴として、武士系の住宅では、三角の妻壁が家の梁間いっばいに大きく広がるアヅマダチの意匠をみせています。

客のための式台玄関は入母屋屋根の立派な玄関で、居住者が日常使用する片流れの玄関と対照的な造りがみられます。

旧加賀藩士高田家長屋門では、門口両袖の長屋は赤戸室石の亀甲積みの基礎の上に載り、壁は太い押縁の付いた下見板部と軒下の土壁とが好対照をなしています。

伝統的な建造物の門を入ると玄関先に前庭があり、松が植えられているほか、後庭には、通りから目にするできないのが惜しいほどの立派な庭が広がっています。

藩政期から残る武士系の住宅では、屋根の勾配だけは変えられていますが、三角の妻壁や松の木が土堀の上から見える形態で残っており、屋敷構えも家も平士級の武家屋敷の特性が良く現れています。



①新家家長屋門(市指定保存建造物)

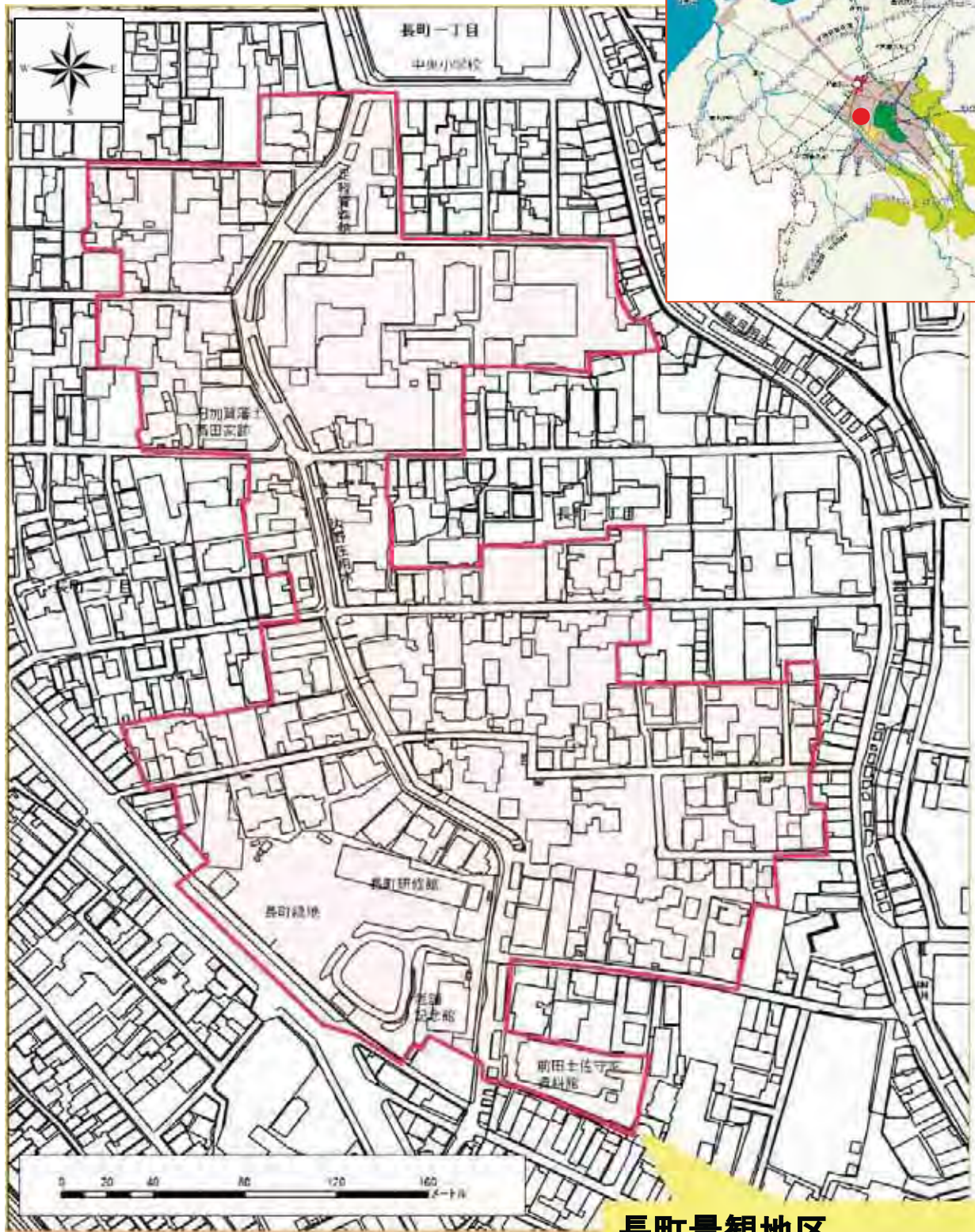
②大屋家(市指定保存建造物)

③大野庄用水(市指定保全用水)

④旧加賀藩士高田家長屋門(市指定保存建造物)

⑤西家庭園(市指定名勝)

3 長町景観地区区域図



長町景観地区

地区決定 平成26年7月1日
面積 約7.7ヘクタール

4 認定（許可）、補助金の手続き

建物の新築や増改築、修理などを行う場合の手続き



- ※1 工事の計画内容については、事前相談・協議を行うことが望まれます。また、補助金の交付には時間を要する場合があります。工事の計画がございましたら、できるだけ早めに景観政策課へご相談ください。
- ※2 次に掲げる行為を行う場合は、事前に認定（許可）申請書を提出し、市長の認定（許可）を受ける必要があります。
- ・建築物等の新築、増築、改築又は移転
 - ・建築物等の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - ・土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - ・木竹の伐採又は物件の堆積
- ※3 工事の内容により、建築確認申請が必要となる場合があります。
- ※4 補助金の交付を受ける場合は、事前に補助金交付申請書類を提出し、補助金の交付決定を受ける必要があります。工事完了後、補助事業実績報告書類を提出し、工事完了の確認を受けた後に補助金が交付されます。

5 長町景観地区の景観形成基準

景観地区内で建物の新築や増改築、外観の修繕・模様替や色彩の変更を行う場合は、地区内の伝統的な街並みとの調和を図るため、景観地区の景観形成基準を守って建築することになります。

• 軒の出は原則として30センチ以上確保しましょう。

• 外壁の色彩は伝統的な街並みと調和する茶又はベージュとしましょう。

• 屋根は、黒の日本瓦葺きとしましょう。

• 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用に努めましょう。

• 敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努めましょう。

• 屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景に努めましょう。

• 太陽光発電設備等は、公共空間から見える場所には設置しないようにしましょう。



• 屋外設備は、公共空間から見える場所には設置しないようにしましょう。
• 公共空間から見える場所に設置する場合でも植栽や格子などで見え方を工夫しましょう。

建物の新築や増改築、修理などを行う場合の基準

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準								
建築物	配置 <ul style="list-style-type: none"> ・地区毎の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、できるかぎり壁面の位置を揃えるよう努める。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路に面する3階以上の部分の壁面は、道路幅員との関係を考慮し、2階の壁面よりも後退させる。 ・歴史的に継承された地区毎の町割・地割を活かした配置となるよう努める。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 								
	形態意匠 <ul style="list-style-type: none"> ・金沢の気候風土や地域の歴史的な背景に根ざした伝統的な形態意匠の採用に努める。 ・奇抜なものではなく、周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する落ち着きを感じられる素材の採用に努める。 ・外壁は、素材が醸し出す質感や陰影等を考慮し、柔らかな表情を感じられる形態意匠となるよう努める。 ・経年変化による味わいや美しさが感じられる木材や石材等の自然素材の採用に努める。 ・金沢らしさが感じられるような伝統素材や地産材の採用に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和する軒の出(原則として30センチメートル以上)のある勾配屋根(原則として10分の3.5から10分の5までの勾配)とする。 ・雨や雪の多い金沢の気候風土を考慮した庇の設置に努める。 ・屋根は、日本瓦葺きとする。ただし、公共空間等から望見できない屋根及び地区内の伝統的な街並みと調和する屋根は、瓦葺き又は金属板葺きとすることができる。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 								
	色彩 <ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="512 1442 1193 1547"> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </tbody> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ(禁止色を除く。)とする場合 ・外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合 (2) (1)以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩(禁止色を除く。)とする場合 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁の色彩と調和するものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y							
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下							
彩度	2 以上 4 以下								

建物の新築や増改築、修理などを行う場合の基準

①低層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

	項目	基準
建築物	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したのものについては、この限りでない。 ・ 屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・ 風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・ 公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・ 敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・ 敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・ 敷地内には、できるかぎり前庭等の緑化空間を設け、玄関まわりにシンボル樹となるような郷土種や周辺の植生に合った中高木を1本以上植栽するよう努める。 ・ 敷地条件等により、やむを得ず前庭等の緑化空間を設けることができない場合は、積極的に植木鉢やプランター等による軒先緑化に努める。 ・ 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない) ・ 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・ 用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・ できるかぎり建築物と一体化した屋内駐車スペース(車庫)とし、道路側には地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した引き戸や扉等の設置に努める。 ・ やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、玄関まわりを含めた緑化修景や生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景に努める。 ・ 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・ 敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・ 自動販売機の色は、地区内の伝統的街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・ 自動販売機を置する場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内の伝統的街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・ 奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・ 地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・ 文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・ 独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。

建物の新築や増改築、修理などを行う場合の基準

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準									
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的街並みとの調和に配慮した配置とする。 ・公共空間等に面する建築物の壁面は、圧迫感を感じさせないような配置となるよう配慮する。 ・道路側への圧迫感を軽減するため、道路幅員との関係を考慮し、道路からのセットバック空間の確保や3階以上の壁面の後退等の配慮に努める。 ・敷地内に附属建築物、工作物等を設ける場合は、敷地全体としての景観的調和に配慮した配置とする。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・道路に面した外壁を後退し、土塀・板塀や前庭等の空間の確保に努める。 									
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・奇抜なものではなく、地区内の伝統的街並みと調和した落ち着いた形態意匠とする。 ・建築物上部はすっきりした形状とし、塔屋は目立たないよう工夫する。 ・建築物のボリュームが周辺に対して威圧感や圧迫感を与えないよう、形態や外壁の色彩・素材による分節化等の工夫を行う。 ・屋外階段、ベランダ・バルコニー等は、建築物本体と一体化するなど、違和感のないまとまりのある形態となるよう配慮し、洗濯物が外部から直接見えにくいよう工夫する。 ・勾配屋根とするなど形状について工夫し、地区内の伝統的な街並みと調和する形態意匠とする。 ・低層部では、地区内の伝統的な街並みとしての連続性に配慮し、軒や庇の設置、落ち着きある素材の採用・工夫に努める。 ・地区内の伝統的街並みと調和する落ち着きが感じられる素材の採用に努める。 ・ガラスや金属板等の反射素材を外壁・屋根等で使用する場合には、周辺の景観との調和や周辺からの見え方に配慮したものとす。 ・文化財等の周辺では、その存在を阻害しないような形態意匠とし、調和する素材を採用する。 ・交差点やアイストップとなる場所では、周辺からの見え方に配慮した形態意匠として工夫に努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には設置しない。 ・太陽光発電設備等を屋根又は屋上に設置する場合は、当該建築物本体と一体を成す形態意匠とする。 ・太陽光発電設備等を外壁に設置する場合は、当該外壁と一体を成す形態意匠とする。 									
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の色彩は、次に定めるマンセル値による茶又はベージュとする。 <table border="1" data-bbox="517 1429 1230 1536"> <tbody> <tr> <td>色相</td> <td>5 YR~7.5 YR</td> <td>7.6 YR~2.5 Y</td> </tr> <tr> <td>明度</td> <td>4 以上 6 以下</td> <td>4 以上 7 以下</td> </tr> <tr> <td>彩度</td> <td colspan="2">2 以上 4 以下</td> </tr> </tbody> </table> ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 外壁の一部を漆喰等の伝統的素材にする場合で、当該外壁の色彩が地区内の伝統的な街並みに調和するとき。 (2) 外壁の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する茶又はベージュ（禁止色を除く。）とする場合 特に低層部の外壁は、地区内の伝統的な街並みとしての連続性を考慮し、低明度・低彩度の色調となるよう配慮する。 外壁で複数の色彩を使用する場合には、色相・明度・彩度のコントラストが大きくなるようにする。 ・屋根の色彩は、黒とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 茶室、門等の屋根を銅板葺きとする場合 (2) (1) 以外の屋根の色彩を地区内の伝統的な街並みと調和する色彩（禁止色を除く。）とする場合 敷地内に附属建築物・工作物・立体駐車場等を設ける場合は、建築物本体との景観的調和に配慮した色彩となるよう努める。 ・太陽光発電設備等を屋根および屋上に使用または設置する場合は、パネルの色彩を黒とする。また、外壁に使用または設置する場合は、その他の外壁の色彩と調和するものとする。 	色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y	明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下	彩度	2 以上 4 以下	
色相	5 YR~7.5 YR	7.6 YR~2.5 Y								
明度	4 以上 6 以下	4 以上 7 以下								
彩度	2 以上 4 以下									

建物の新築や増改築、修理などを行う場合の基準

②中高層建築物

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目		基準
建築物	形態意匠 色彩	・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。
	屋外設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房設備、給湯設備等(太陽光発電設備等を除く。)の屋外設備は、公共空間等から望み見できる場所には設置しない。ただし、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等で目隠しによる修景を施したもののについては、この限りでない。 ・屋上にはできるかぎり屋外設備を設置しない。やむを得ず、設置する場合は、ルーバー等の目隠し修景等により建築物との一体性の確保に配慮する。 ・風力発電設備は、屋上には設置しない。
敷地利用	緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・公共空間等に面する部分には、地区内の伝統的な街並みとの調和に配慮した生垣・竹垣や、板塀・土塀等の設置に努める。 ・敷地内に既存の庭がある場合は、できるかぎり保全・活用する。 ・敷地内に樹姿や樹勢の良い樹木がある場合は、保存や移植により、積極的に修景に活用する。 ・敷地境界や道路・用水沿いについては郷土種の中高木や低木をバランス良く植栽し、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に配慮する。 ・角地については、緑化を兼ねた安全で魅力あるオープンスペースの創出に努める。 ・用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) ・用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みや隣接する私有橋と調和したものとする。 ・用水沿いの敷地については、既存の庭の保全や生垣等の設置による積極的な緑化を行い、金沢らしい水と緑が調和した潤いある景観形成に努める。
	駐車スペース・駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、道路に面する部分には屋外駐車スペースを設けない。 ・できるかぎり、建築物と一体となった屋内駐車スペース(車庫)とし、出入口付近の修景に努める。 ・やむを得ず屋外に駐車スペースを設ける場合には、道路から直接見えないような配置とするか、できるかぎり出入口を限定し、生垣・竹垣や板塀・土塀等による目隠し修景を行う。 ・出入口付近や歩行者動線の路面については、修景された舗装として工夫に努める。 ・路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。 ・立体駐車場を設置する場合は、目隠しとなる外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう工夫する。また、敷地内の建築物と調和した配置・形態意匠となるよう工夫する。
	外構付属物 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・プロパンガス置き場やごみ集積場・駐輪場等を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮した配置とし、適切な修景を行う。 ・敷地内に自動販売機を設置する場合は、公共空間等からの見え方に配慮し、建築物と一体化させるような配置や適切な修景等の工夫を行う。 ・自動販売機の色は、地区内の伝統的な街並みや背景となる建築物と調和する茶・ベージュ系の落ち着いた色彩とし、原色や派手な色彩は避ける。 ・自動販売機を置ける場合は、できるかぎり夜間の光量を抑え、落ち着いた夜間景観の形成に配慮する。
	広告物等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたデザインとする。 ・奇抜なデザインや広告物の混在・林立は避け、集合化等によって整序された広告物の設置に努める。 ・地区内の伝統的な街並みと調和した木製看板など、素材の工夫に努める。 ・文化財等の周辺では、広告物の設置位置や色彩・デザインが景観上支障とならないようにする。 ・独立広告物の足もとまわりは、低木等の緑化に努める。 ・マンション・ビル名称は、地区内の伝統的な街並みと調和した落ち着いたデザインとし、必要最小限の大きさとする。

工作物の新設や増改築、修理などを行う場合の基準

③工作物等

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準
工作物等 高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、地区内の伝統的な街並みや自然景観との調和に配慮し、違和感が生じないような高さとする。 ・地面に設置する工作物は、公共空間等から望見できる場合には、都市計画に基づく建築物の高さの最高限度以下とする。
工作物等 配置	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した配置とする。 ・周辺から見た場合、違和感を与えたり、街並みから突出しないような配置・規模とする。 ・公共空間等に圧迫感を与えないような配置、もしくは公共空間等から直接見えにくいような配置とする。 ・やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により、外部に露出させないように工夫する。 ・文化財等の周辺では、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しないような配置とする。 ・携帯電話基地局の鉄塔やアンテナを設置する場合は、できるかぎり他の事業者との共同設置や共用化等について協議し、配置するよう努める。 ・太陽光発電設備等を設置する場合は、公共空間等から望見できる場所には、原則として設置しない。 ・地面に設置する太陽光発電設備等で、やむを得ず公共空間等に面する部分に設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する植栽、格子、ルーバー等の目隠し修景により、望見できないよう工夫する。
形態意匠 色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の形態意匠は、地区内の伝統的な街並みと調和するものとする。 ・周辺の景観に大きな影響を及ぼすような反射度が大きなものとせず、また、メタリックな光沢が少ないものとする。 ・太陽光発電設備等のパネルは、反射が少なく模様が目立たないものの採用に努める。 ・太陽光発電設備等を建築物に設置する場合は、建築物の形態意匠(色彩含む)に準ずるものとする。 ・工作物の基調とする色彩においては、禁止色は使用しない。
塀・垣・さく 等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に既存の土塀又は門がある場合は、保全に努める。 ・塀・垣・さく等を設ける場合は、地区内の伝統的な街並みや自然環境との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 ・やむを得ず、公共空間等に面する部分にブロック塀を設置する場合は、地区内の伝統的な街並みと調和する修景に工夫されたものとする。 ・用水沿いに塀・垣・さく等を設置する場合は、原則として、用水景観との調和に配慮した生垣・竹垣や板塀・土塀等の自然素材を採用する。

土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積などを行う場合の基準

④土地の形質・その他

太字(ゴシック)表記の基準は、認定基準又は許可基準を示す。

項目	基準
土地の形質・その他	<ul style="list-style-type: none"> 必要以上に地形の改変を伴う造成とならないよう配慮し、既存の自然地形を極力活かした計画となるよう努める。 大規模なのり面が生じないよう配慮する。 当該地区の景観特性を踏まえた地割・区画割となるよう配慮する。 惣構跡や石垣等の歴史的建造物が敷地内に存在する場合は、保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 土地の形質の変更後の当該土地の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。
緑・用水等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の緑地や庭・樹木はできるかぎり保全し、積極的に修景に活かすよう努める。 敷地内に、特に、景観上貴重な樹木や樹林がある場合は、できる限り伐採しない。(維持管理作業は除く) 木竹の伐採後の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 資材置き場や土砂堆積場その他物件の堆積にあつては、物件の堆積後の当該物件の景観が、地区内の伝統的な街並みと著しく不調和とならないこと。 公共空間等から望見できる場所で物件の堆積を行う場合には、地区内の伝統的な街並みと調和する板塀、土塀、竹垣等又は生垣で目隠しによる修景を施すこと。 用水沿いの景観、護岸の管理に配慮し、護岸天端に1mの通路幅を確保する。(用水沿いの景観に配慮された生垣・竹垣や板塀・土塀等の設置についてはこの限りでない。) 用水に架かる私有橋は、必要最小限の幅とし、地区内の伝統的な街並みと隣接する私有橋と調和したものとする。
擁壁・のり面等	<ul style="list-style-type: none"> 地形や敷地の高低差を解消するために設ける擁壁等については、地区内の伝統的な街並みや自然環境と調和した石積・化粧ブロック・化粧型枠や緑化等による修景に配慮する。 擁壁を着色する場合は、彩度が高い色彩としない。 のり面は、地区内の伝統的な街並みに配慮し、緑化に努める。
路外駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 路外駐車場を整備する場合は、できるかぎり出入り口を限定し、周辺の景観との調和に配慮し、敷地外周の目隠し修景に努める。 公共空間等に面する部分は、地区内の伝統的な街並みと調和に配慮し、原則として、生垣・竹垣や板塀・土塀等による積極的な目隠し修景を施す。 敷地内に設置する設備機器は、周辺の景観と調和した色彩とする。 路面については、周辺の景観と調和した色彩とする。

(用語の意義)

- 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 低層建築物 建築物の高さが10メートル以下の建築物をいう。
 - 中高層建築物 建築物の高さが10メートルを超える建築物をいう。
 - 軒の出 外壁面(木造にあつては、外壁又はこれに代わる柱の中心線)から軒の先端までの水平距離をいう。
 - 公共空間等 道路、河川、用水、公園等の公共空間又は公共施設をいう。
 - 太陽光発電設備等 太陽光を電気に変換するための設備及び太陽熱を給湯、暖房その他の用途に利用するための設備をいう。
(禁止色)
- 屋根及び外壁の禁止色は、次のとおりとする。ただし、着色していない木、石等の自然素材の色彩は、この限りでない。
 - マンセル値による色相及び彩度が次に掲げるもの
 - R(赤)系及びYR(黄赤)系の色相で、彩度が6を超えるもの
 - Y(黄)系の色相で、彩度が4を超えるもの
 - ア及びイ以外の色相で、彩度が2を超えるもの
 - 蛍光色
(認定の特例)
- 市長は、美しい景観のまちづくりに寄与し、又は支障がないと認められる建築物及び工作物又は建築物及び工作物の部分について、形態意匠の制限の全部又は一部を適用しないことができる。この場合において、市長は、あらかじめ、金沢市景観審議会の意見を聴かなければならない。

6 補助金の対象事業と補助金の額

区分		対象事業	補助金の額	
			補助率	限度額
景観地区保存建造物		外観の修理	80%	1,000万円
		防災施設の設置	90%	—
		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断	75%	30万円
		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計	2/3	20万円
		防災構造補強工事	90%	500万円
		病虫害の防除	80%	50万円
一般建造物	金澤町家 ^(注1)	建築物の修繕、復元に伴う外観の修理	70%	700万円
		限界耐力計算法等による既存耐震性能診断 ^(注2)	3/4	30万円
		上記診断に基づく防災構造補強工事の設計 ^(注2)	2/3	20万円
		防災構造補強工事 ^(注2)	1/2	250万円
	一般建築物	建築物の新築、増築、改築、修繕に伴う外観修景	70%	300万円
工作物等		板塀、竹垣、生け垣の設置、修復に伴う修景	70%	100万円
松の木の雪吊り		松の木の剪定	—	2万円/本
		松の木の雪吊り	—	2万円/本
保存団体の活動		景観地区のまちづくりを推進する住民団体活動	—	10万円

(注1) 伝統的な構造、形態又は意匠を有する木造の建築物(寺院、神社、教会その他これらに類するものの建築物を除く。)のうち、本市の歴史、伝統及び文化を伝える建築物で、建築基準法(昭和25年法律第201号)の施行の際現に存していたものをいう。

(注2) 金澤町家の「建築物の修繕、復元に伴う外観の修理」に係る補助金と、「限界耐力計算法等による既存耐震性能診断」、「上記診断に基づく防災構造補強工事の設計」、「防災構造補強工事に係る補助金」にあつては、当該補助金の合計額は、700万円を超えない。

7 長町景観地区の修理・修景基準（補助基準）

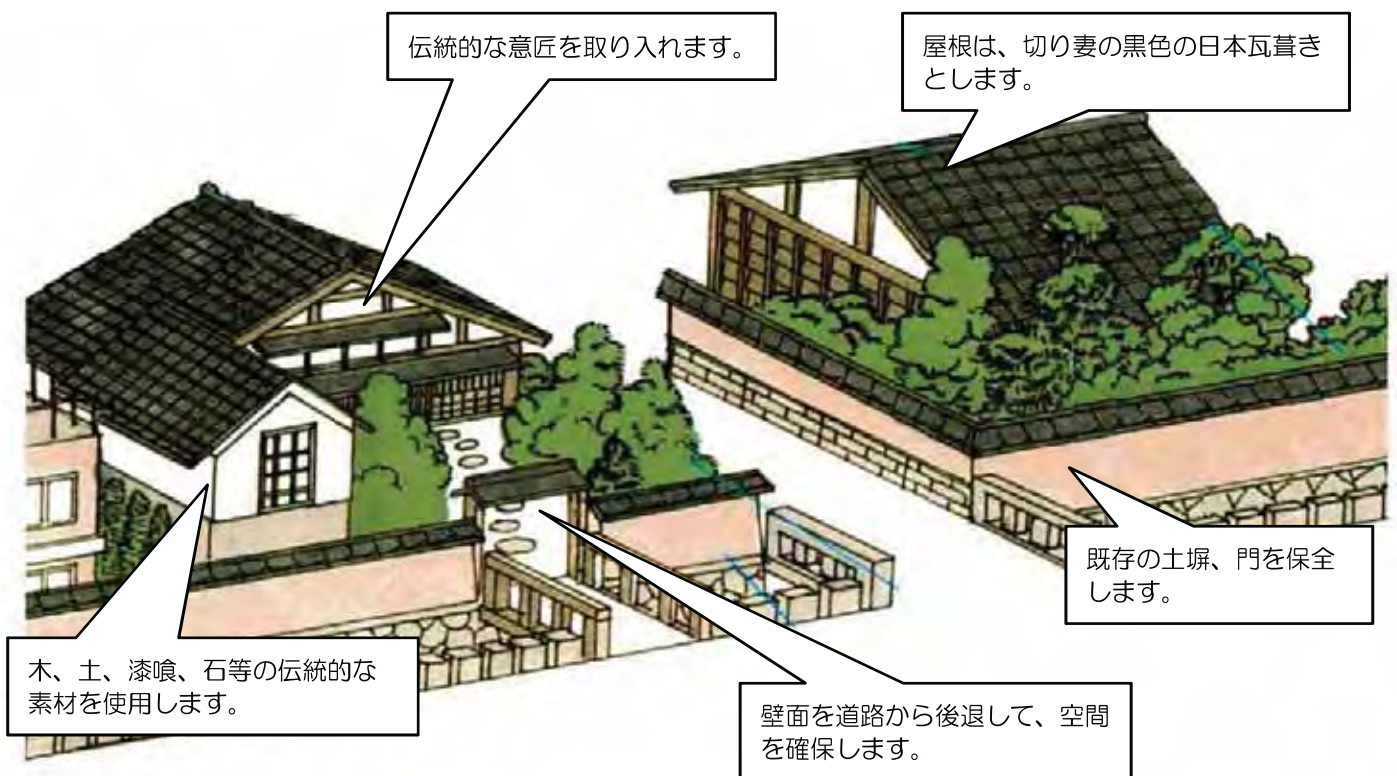
長町景観地区では、建物を修理するときや、新たに建築するときには、修理・修景基準（補助基準）によって修景を行い、地区内の伝統的なまちなみの保全を図ります。

【金澤町家の修理基準】

- 本来の伝統的外観が良好に維持され、又は回復が可能な建物が対象です。
- 主要構造部の適切な修繕、補強によって耐震性を向上します。

【一般建造物の修景基準】

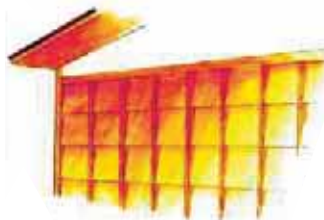
- 2階以下の建物が対象です。
- 外壁や開口部には、地区内の伝統的なまちなみに調和する素材を使用します。



●伝統的意匠の例



束・貫・漆喰壁等伝統的なデザインを取り入れましょう。



漆喰壁や下見板張りとしましょう。



木製建具等を用いて伝統的なデザインを継承しましょう。

景観地区内の伝統的な街並みに調和して修景する基準

項目		基準	
金澤町家	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・本来の伝統的外観が良好な状態に維持され、又は回復させることが可能である。 ・公共空間等から望見できる部分は、当該建築物の伝統的な意匠及び態様とする。また、公共空間等から望見できない部分は、伝統的な意匠及び態様となるよう努める。 ・木、土、漆喰、石等の伝統的な素材を用いる。 ・主要構造部の適切な修繕及び補強により、当該建築物の耐震性の向上に努める。 	
	敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の土塀及び門は保全する。 ・土塀又は門がない敷地においては、道路等に面する敷地の部分には、生け垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。 	
一般建造物	基本事項	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成基準に適合する。 ・公共空間等から望見できる部分は、当該地区における伝統的な意匠及び態様に基づくものとする。また、公共空間等から望見できない部分は、伝統的な意匠及び態様となるよう努める。 	
	建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・新築、改築又は増築を行う建築物の道路^(※)に面した外壁(増築においては当該増築する部分の外壁)を後退し、空間を確保する。 ・既存建築物の修景は、道路に面した外壁を後退し、空間の確保に努める。 ・外壁の道路からの後退距離は、1階部分において、原則として2メートル以上とする。
		構造	<ul style="list-style-type: none"> ・階数は、2階建て以下とする。
		意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・黒色の日本瓦葺きの切り妻又は入母屋とする。 ・既存建築物の修景は、黒色の日本瓦葺きの切り妻、入母屋又は寄棟とする。
		外壁・開口部	<ul style="list-style-type: none"> ・木、土、漆喰、石等の伝統的素材を用い、やむを得ず伝統的素材以外を用いる場合は、地区内の伝統的な街並みに調和させる。 ・外壁の真壁、束・貫、漆喰壁など伝統的意匠を取り入れる。
		敷地利用	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の土塀及び門は保全する。 ・土塀又は門がない敷地においては、道路等に面する敷地の部分には、生け垣・竹垣や板塀・土塀等の設置に努める。
板塀・竹垣・生け垣	形態意匠等	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の伝統的まちなみに調和する屋根付きの板塀若しくは漆喰塗塀とする。 ・板塀は地区内の伝統的まちなみに調和する色彩とする。 ・竹垣は四つ目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 ・生け垣は和風とし、和風樹種とする。 ・位置や高さは、周囲の伝統的まちなみに調和させる。 	

(※) 道路 一般建造物の修景基準の建築物の位置における道路は、幅員4メートル未満のものにあつては、建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるものをいう。

項目	基準
松の木の雪吊り	<ul style="list-style-type: none"> ・樹高が3メートル以上の松の木とする。 ・古葉とり又はもみ上げ等による剪定により適切な管理がされ、リング吊り又は幹吊りによる雪吊りが施される。



お問い合わせ

金沢市景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1-1-1

TEL 076-220-2364 FAX 076-224-5046

E-mail keikan@city.kanazawa.lg.jp